

戦国期但馬の守護と領主

(日本史学研究室) 川岡 勉

はじめに

室町・戦国期の但馬の守護であった山名氏については、応仁の大乱後、弱体化したというイメージが強いが、大乱後一〇〇年以上、織豊権力が入ってくるまで但馬を本拠地に活動を続けており、単純に戦国時代に衰えてしまったというだけで片付けるわけにはいかない。

近年、宿南保・山本浩樹・渡邊大門氏らの研究が公表され、戦国期但馬の権力秩序に関する議論が進展を見せている。^① 城郭史の側からも西尾孝昌氏による調査が報告書にまとめられ、中世遺跡の発掘も成果を挙げている。^② 兵庫県立考古博物館や鳥取市歴史博物館では、山名氏を主題とする企画展も開催された。^③ 戦国期の山名氏を論じる条件が整ってきたと言えよう。

本稿は、以上の研究状況をふまえて、戦国期但馬の国内権力秩序について分析を加えようとするものである。とくに明応～永正年間、室町將軍家の分裂という事態が及ぼした影響を重視しながら、但馬の守護と国内領主層の関わりについて考察していくことにしたい。

一 伊勢貞仍の西国歴訪

明応八年(一四九九)の末、前將軍足利義尹が周防に下向した時、これに従った人物の一人に伊勢貞仍がいる。^④ 貞仍は室町幕府政所執事を務める伊勢氏の庶流であり、義尹とともに八年余り山口に滞在した。折々に和歌を詠んだ貞仍は、自らの官職である下総

守の名にちなんで「下つふさ集」という家集を編んでいる。^⑤ 「下つふさ集」の中には、貞仍の文芸活動のみならず、政治的な動きを考える上でも貴重な情報が含まれている。「下つふさ集」の詞書からは、明応九年に貞仍が義尹の指令によって西国諸国を歴訪したことが知られる。関連記事を示そう。

〔史料1〕

明応の比、五月はかりに周防より使節として丹後、但馬、因幡、伯耆、出雲国などまでのほりけるに、石見国三隅のみなどいふ所にて、五月雨のはれ
まつほととまりておもひつゝけし

170 舟出こそいつともわかねなみ風の しつ心なきさみたれのころ

大膳大夫教経出雲国に在国の時、周防より使節としてこえける時、六月晦日に郭公のをちかへりなきければよめる

229 夏も今日六月の空やしたふらん こゑもおしますなくほととぎす

伯耆国に模相守尚之男在国の比、周防より使節としてこえけるに、七月七日によみ侍し

250 日にそへてしほれきにけりたひ衣 七夕つめにいかてかさまし

但馬国つやまと云所にて八月十五夜に、右京亮貞恒海海月といふ事を

よませ侍しに

341 波にうかふ今夜のかけをたちかへり 都の月にみるめからはや

修理大夫入道（義経）丹後に在国の比、周防より使節としてこえける時、正般

法師（義経）旅宿へ来りて題をさくりて歌よみ侍しに、暮秋紅葉

405 木からしのさそひのこさは紅葉はも わかためならぬ秋や送らん

第170首の詞書からは、貞仍は周防山口から使節として山陰道の諸国に派遣されたことが読み取れる。貞仍が山口を出発したのは五月で、石見の三隅湊から五月雨の晴れ間を待つて船に乗ったようである。貞仍は六月に出雲の佐々木（京極）政経を訪ね（第229首）、七月に伯耆の山名尚之を訪ね（第250首）、八月に但馬に立ち寄り（第341首）、九月に丹後の一色義直を訪問した（第405首）。中世の日本海交通に関しては、山陰から北陸の若狭小浜までを結ぶ水運ルートが確立していたことが指摘されている。⁶ 貞仍もこのルートを通って移動したものとみられる。

貞仍が船出した石見の三隅湊は三隅川河口部に広がる潟湖状の水系に形成された湊町であり、この湊を支配していたのは三隅氏配下の大賀氏であった。⁷ 大賀氏は山口の大内氏によって日本海の通航権を認められていたことが確認できるから、貞仍が三隅湊から船出したのは、大内氏と大賀氏の良好な関係を背景にしていたと考えられる。

貞仍を派遣した足利義尹は、明応二年（一四九三）の政変によって將軍の座を追われ、京都から逃亡して北陸に落ち延びた後、同八年末、やはり日本海ルートで周防に下向していた。義尹を迎え入れた大内義興は、義尹を積極的に支援して、京都の足利義澄とそれを支える細川政元に対抗する姿勢を見せた。こうして前將軍の義尹（西国公方）と現將軍の義澄（京公方）が睨み合う情勢が生まれていたのである。貞仍が船出したのが、山陰有数の港湾が開けていた益田からでなく三隅からであったのも、当時の政治情勢が関連していたのであろう。

義尹は西国の諸勢力を味方につけるため、豊後大友氏や薩摩島津氏に使者を派遣した。⁸ 義尹側近の貞仍が山陰各地に派遣されたのも、義尹側への協力要請が目的であったとみてよからう。

貞仍が持参したとみられる京極政経宛の文書の写が現存している。

〔史料2〕

至防州下向候了、申合大内左京大夫、致忠節者、可為神妙候也、

五月三日

御判

佐々木大膳大夫殿⁹

〔史料3〕

今度曇花院殿至防州御下向之処、被致馳走之条、尤被思食神妙由、被仰出候也、仍

執達如件、

明応九

五月十八日

之秀判

基雄判

佐々木大膳大夫殿¹⁰

史料2は大内氏と申し合せて忠節を尽くすよう命じた足利義尹御内書写であり、史料3は協力を要請した奉行人連署奉書写である。佐々木大膳大夫すなわち京極政経は、当時出雲に在国していた同国の守護であった。貞仍が訪問した山名尚之・一色義直も、当時の伯耆・丹後の守護であり、京極政経に宛てたのと同様の義尹御内書が貞仍の手で届けられたものとみられる。山口に拠点をすえた義尹は、大内義興に支えられながら、近隣諸国の守護に働きかけて味方につけようとしていたことが知られるのである。

二 但馬の政情不安と垣屋氏

前掲の史料1によれば、出雲・伯耆・丹後では、周防より使節として派遣された伊勢貞仍が、在国する守護のもとを訪問したことがうかがわれるのに対し、但馬においては、

「つやま(津居山)」という在所で大塚貞恒と一緒に波に浮かぶ月の歌を詠んだことが記されている。津居山は但馬随一の河川である円山川が日本海に注ぐ河口部に位置し、但馬における海の玄関口とも言える港湾である。⁽¹⁾『海東諸国紀』によれば、応仁元年(一四六七)に「但馬州津山関佐木兵庫助源国吉」なる者が朝鮮に使者を派遣したことが書かれている。佐々木国吉という人物が実在の者であるか定かではないが、津居山は海関が置かれた港湾であり、この港を拠点に活動する海上勢力が存在していたことをうかがわせる。

ここで注意されるのは、貞仍が立ち寄ったのは円山川河口にある津居山であり、但馬の守護所を訪れた形跡が見られないことである。但馬の守護所は円山川河口から十五キロほど遡った地点にある九日市にあり、明応八年正月に病死する山名政豊はここにいたと見られる。跡を継いだ次男の致豊は、まもなく此隅山に守護所を移しているが、貞仍が山名氏の当主に接触した様子はいかがえない。その一方で、足利義尹が垣屋孫三郎に宛てた文書が現存している。

〔史料4〕

至防州下向候了、此時致忠節者、可為神妙候也、

五月十二日

(花押)

垣屋孫三郎とのへ⁽¹²⁾

〔史料5〕

公方様至当国、就被遷 御座候、被成 御内書候、此節、一段可被抽忠節之条、可為肝要候、時宜重々可申承候、恐々謹言、

五月十二日

義興 (花押)

垣屋孫三郎殿⁽¹³⁾

〔史料6〕

先度、為御使罷上候刻、就御無案内、只今被成 御内書候、御面目之至候、同従大

内京兆副状如此候、御入洛砌、可有御忠節事肝要候、恐々謹言、

十月十六日

貞仍 (花押)

垣屋孫三郎殿

御宿所⁽¹⁴⁾

史料4は垣屋孫三郎に宛てた義尹御内書、史料5は同人宛の大内義興副状、史料6は伊勢貞仍が垣屋孫三郎に送った書状である。いずれも明応九年のもものとみてよからう。注意されるのは、史料6の中で、貞仍が使節として但馬を訪れた際には「無案内」であったため、只今すなわち十月になって御内書が送付されたと述べていることである。こ

れは、貞仍が八月に但馬に立ち寄った折には国内の事情が飲み込めておらず、山口に帰還後、あらためて垣屋氏に宛てて五月十三日付の義尹御内書(史料4)と大内義興副状(史料5)が送られたことを意味している。貞仍が但馬を訪れた時には、国内情勢がかなり混乱していた様子がうかがわれる。

これに先立つこと十年余り前から、但馬では守護山名氏の分国支配が動揺をきたしていた。長享二年(一四八八)、赤松氏との播磨争奪戦(一四八三〜八八)に敗れた山名氏において、当主政豊を引きずり降ろして子息俊豊に代替わりを図る動きが表面化した。政豊の側についたのが田公氏や馬廻衆などに限られたのに対し、これに背いた但馬国人衆二十六人や備後衆などが政豊の子息俊豊への代替わりを図った。⁽¹⁵⁾明応二年(一四九三)七月、政豊方と俊豊方が武力衝突に及び、政豊方が勝利したものの混乱は終息していない。⁽¹⁶⁾同八年に政豊が病死して次男の致豊が跡を継ぐが、山名氏の守護所は九日市から出石郡の此隅山に移動しており、これは山名氏が円山川流域から追われ出石郡に封じ込められてしまったことを意味している。永正元年(一五〇四)には、垣屋氏が此隅山の致豊を攻撃したため、出石神社や神宮寺が悉く炎上したようである。⁽¹⁷⁾山名氏の被官垣屋氏は、主人の山名氏を脅かす存在だったのである。明応九年に但馬に立ち寄った伊勢貞仍が山名氏のもとを訪れることがなかったのは、当時の但馬を押さえていたのは山名氏

ではなく垣屋氏であったためではなからうか。

津居山で貞仍を迎えた大塚右京亮貞恒の立場は定かではないが、八鹿の日光院文書の中に大塚左京亮統正・大塚大和入道宗悟・大塚時基の名を見いだすことができる。⁽¹⁸⁾このうち大塚左京亮統正は、文明三年(一四七二)八月に齋藤丹後守統辰とともに日光坊にあてた連署折紙に署判した人物である。大塚統正と齋藤統辰の名乗りは、播磨守護代を務めた垣屋越前守熙統の偏諱を受けたものとみてよからう。康正二年(一四五六)の史料にも、垣屋熙統の配下で活動する大塚左京亮の名が確認できる。⁽¹⁹⁾したがって、伊勢貞仍を迎えて津居山で歌を詠んだ大塚氏についても垣屋氏の家臣であった可能性が高い。貞仍の山口帰還後、但馬の国内情勢を理解した義尹は、協力要請の対象を山名氏から垣屋氏に変更して御内書を送付したと考えられるのである。

三 足利義尹の上洛と但馬山名氏

永正二年(一五〇五)、京公方の足利義澄は、山名次郎(致豊)と垣屋越前守(統成)に対し、和睦を勧め致豊の上洛を促す御内書を送った。⁽²⁰⁾この働きかけが功を奏したのかどうか不明であるが、両者の対立は次第に収束に向かったようである。

一方、山口から上洛して將軍復帰をめざしていた足利義尹は、大内義興と申し合わせで協力することを求める御内書を諸氏に送付した。

〔史料7〕

就上洛之儀、申合大内左京大夫、致忠節者、可為神妙候也、

六月十七日 御判

佐々木大膳大夫との⁽²¹⁾

史料7は、出雲の京極政経に宛てて出された御内書であるが、これと同日付で同文の

御内書が山名次郎・同相模守・同治部少輔・同民部少輔・同紀伊守・佐々木民部少輔・同兵部少輔・佐伯善四郎に対して発給されたことが「到津文書」から確認できる。⁽²²⁾ここに見える山名次郎は但馬国守護の山名致豊であり、伯耆の山名相模守尚之や因幡の山名治部少輔豊重をはじめ、守護クラスの面々に上洛への協力要請がなされたことが読み取れる。

同じ「到津文書」には、冒頭に「武道可有副状人数」と記され、大内氏の家臣であった杉武道が御内書に添える副状の宛所を書き上げた史料がある。⁽²³⁾この史料に見える二十四人の名前のうち、山名次郎・山名相模守・山名紀伊守・山名治部少輔・山名民部少輔・佐々木大膳大夫・佐々木兵部少輔・佐々木民部少輔・佐伯善四郎の九人には「御内書 御副御書在之」という肩書が添えられ、残りの二十五人には「御書在之」という肩書が添えられている。前者は義尹の御内書が送付された面々と一致しており、彼らは御内書と大内義興副状を拝領した者たちであることを示している。これに対し、残り二十五人は御内書が与えられず義興書状のみ送付された者たちであったと考えられる。二十五人の中には、垣屋四郎次郎・同越前守・同越中守・同新五郎・大田垣与三・同又次郎・田結庄四郎・田公弾正忠・八木・塩治周防守・佐々木近江守ら、山名氏被官と思われる人名が認められる。永正初年に山名致豊と対立関係にあった垣屋越前守も、同輩と並んで義興書状を受け取ったものとみられる。

この史料からは、義尹が諸氏に上洛への協力を要請するにあたり、守護クラスの面々には義尹御内書および義興副状が送られ、守護被官クラスには義興書状のみ送付されたことが判明する。⁽²⁴⁾守護とその被官人では明確に家格差が存在しており、それに応じて発給文書の形態に違いが生じたと考えられる。前節では明応九年に義尹が協力要請の対象を山名氏から垣屋氏に変更して御内書を送付したことを指摘したが、これは垣屋氏が主家山名氏と衝突して優位に立つという情勢の中で採られた臨時的な措置と考えられ、争いが一段落して序列が定まると家格の違いが明確となり、それが受け取る文書の差とな

って表れたと考えられる。守護家である山名氏と、垣屋・太田垣ら守護の代官クラスとは、やはり家格の差が厳然と存在していたのである。

戦国期の但馬では、国内各地の有力な戦国領主がそれぞれ一定の領域支配を展開していた。円山川下流域の城崎郡を押さえていたのが鶴城に拠る田結庄氏、円山川中流から稲葉川にかけての気多郡日高周辺を押さえていたのが楽々前城の垣屋越前守家や菅田城の垣屋越中守家、円山川中流から八木川にかけての養父郡を押さえていたのが八木城の八木氏、円山川上流域の朝来郡を押さえていたのが竹田城の太田垣氏、竹野川流域の美含郡は轟城の垣屋駿河守家、美含郡佐須庄付近は長氏、二方郡の浜坂周辺は塩治氏や田公氏の勢力圏であった。これに対して、守護である山名氏は但馬の中心である円山川から斥けられて、その支流である出石川流域の出石郡を勢力圏としていた。楽々前城・菅田城など垣屋氏の城砦群は畝状堅堀を多用するなど軍事的な完成度が高いのに対し、山名氏の城郭はこれに及ばないように見受けられる。垣屋・太田垣・八木・田結庄の四氏は、俗に「山名の四天王」と呼ばれるが、彼らは主人である山名氏を凌駕するほどの力をもつ存在だったのである。

戦国期の但馬支配は、実質的に彼ら戦国領主の連合体制によって成り立っていた。但し、この連合体制の上に守護である山名氏が推戴されるのである。戦国末期に至って、毛利氏や織田氏の圧力が強まりこの体制は分裂状態に陥ることになるが、守護山名氏を中心とする権力秩序は根強く存続していたとみてよい。その理由は、義尹の上洛協力要請の際に示されたように、山名氏が將軍家に直接つながる存在として但馬における権力秩序の中核に位置していたからであろう。垣屋・太田垣・田結庄・八木・田公・塩治ら山名氏を支える戦国領主たちへも協力要請がなされたとはいえ、義尹御内書ではなく大内義興書状が送付されたことから分かるように、彼らは守護山名氏よりも格下に位置づけられていた。天文年間の山名氏の当主祐豊は、上洛して幕政に参画していた形跡が認められ、幕府と直接つながるのは守護山名氏だったのである。⁽²⁶⁾下剋上の時代とされる戦国期においても、なお守護代や国人が守護家を中心とする家格秩序を否定するのは容易

なことではなかったと言ったことができよう。

おわりに

足利義尹が大内義興とともに周防を発ち上洛を果たすのは、永正五年（一五〇八）のことである。義尹は足利義澄を京都から追って將軍の座に返り咲いた。八年余りに及んだ前將軍の周防下向は西国の地域権力に多大な影響を与え、京公方と西国公方という二つの政治的核の狭間にあって諸勢力は複雑に揺れ動くことになった。戦国期の地域権力の動静は、室町幕府―守護体制の全国的な変動と密接な連関をもちながら展開するのである。

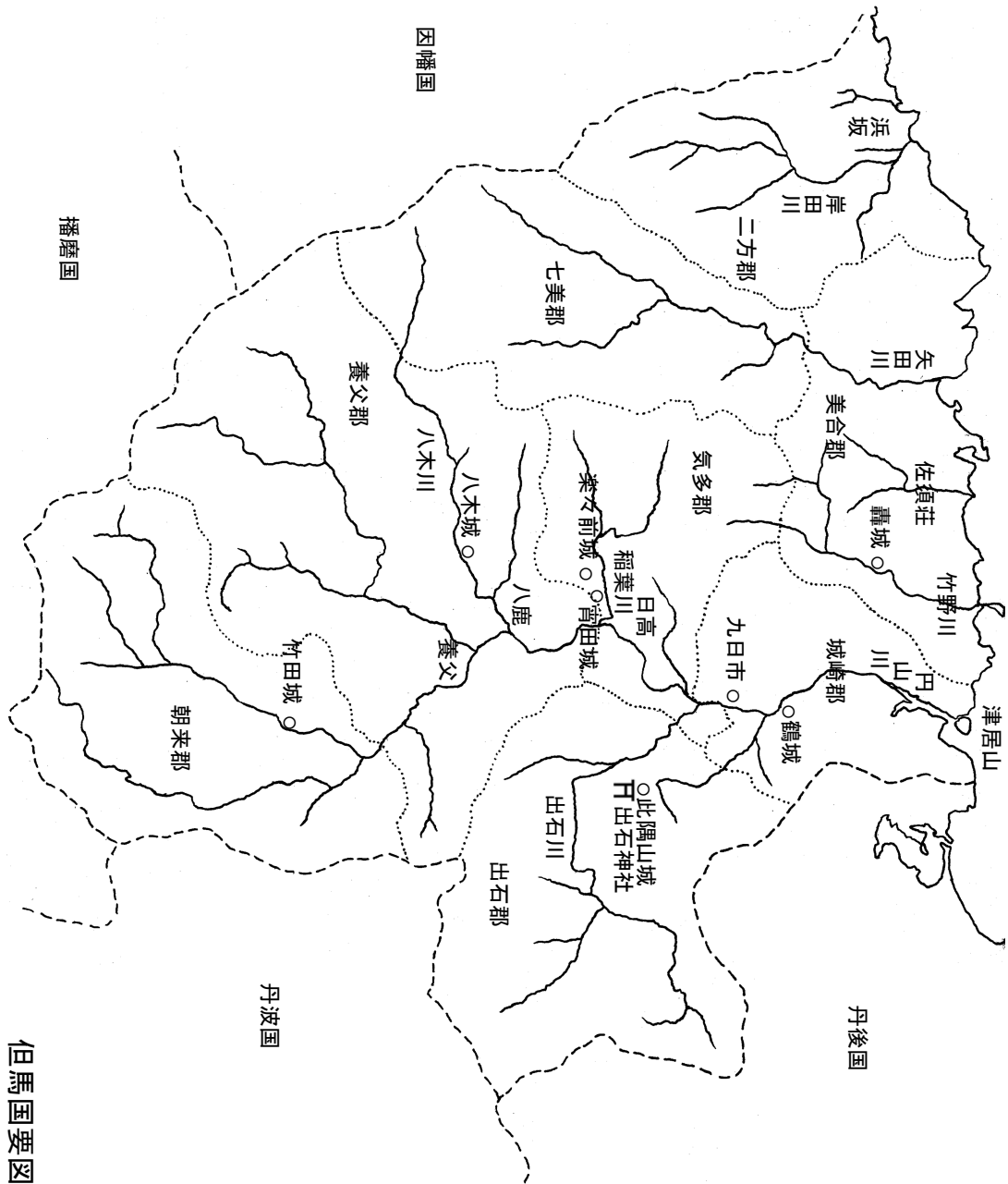
このような政治状況の中で、諸国における地域権力秩序の中核に位置していたのは守護であり、義尹も守護を中心とする秩序に依拠しながら協力要請に努めた。戦国期の但馬では、山名氏の有力被官である垣屋氏や太田垣氏など戦国領主層が強大化し、主家山名氏を凌駕するほどの軍勢力を示した。とはいえ、彼らは最後まで山名氏を守護として推戴し、特定の当主に反逆することがあつたとしても、主家山名氏そのものを打倒するとか、山名氏に成り代わろうとするとはなかった。複数の有力領主が併存する状況下で、特定の領主が山名氏に代わって国成敗権を掌握するのは困難であり、彼らの連合体制の上に山名氏を推戴する形で国内秩序の安定が図られていたのである。

注

(1) 宿南保『但馬の中世史』（神戸新聞総合出版センター、二〇〇二年）・山本浩樹『戦国期但馬をめぐる諸勢力の動向』（科学研究費補助金研究成果報告書『戦国期西国における大規模戦争と領国支配』二〇〇七年）・渡邊大門『中世後期山名氏の研究』（日本史料研究会、二〇〇九年）など。

(2) 西尾孝昌『豊岡市の城郭集成Ⅰ・Ⅱ』（豊岡市教育委員会・豊岡市歴史文化遺産活用活性化事業実行委員会、二〇二二年・二〇二三年）。中世遺跡の発掘調査において

- は、此隅山城の城下に位置する宮内堀脇遺跡の調査が注目される（兵庫県教育委員会『宮内堀脇遺跡Ⅰ・Ⅱ』二〇〇七年・二〇〇九年）。
- (3) 兵庫県立考古博物館『戦国時代の守護 山名氏の城と戦い』(二〇一〇年)・鳥取市歴史博物館『The 山名 山陰守護大名の栄枯盛衰』(二〇一二年)。
- (4) 伊勢貞仍(頼)は、大永八年(一五二八)、七四歳の時に武家改妻の書である「宗五大草紙」を著し、幕臣として心得ておくべき礼法を書き綴ったことで知られる。
- (5) 「下つふさ集」『私家集大成 中世Ⅳ』。成立は永正八年(一五二一)頃とみられ、尊経閣文庫に写本が所蔵されている。
- (6) 井上寛司「中世西日本海地域の水運と交流」『海と列島文化2 日本海と出雲世界』小学館 一九九一年。
- (7) 針藻城に拠り三隅湊を支配していた大賀氏は、多数の船舶を所有し、永享年間に大内持世より自由通航を認められるなど、周防大内氏と親密な関係にあった(中司健一「中世石見国三隅湊の景観と大賀氏」、島根史学会二〇一三年度大会 研究報告 レジュメ)。
- (8) 萩原大輔「足利義尹政権考」『ヒストリア』二二九、二〇一一年、山田貴司「足利義材の流浪と西国の地域権力」(天野忠幸・片山正彦・古野貢・渡邊大門編『戦国・織豊期の西国社会』日本史料研究会 二〇一二年)。
- (9) 五月三日足利義尹御内書写(佐々木文書、東京大学史料編纂所影写本)。
- (10) 明応九年五月十八日足利義尹奉行人連署奉書写(佐々木文書)。
- (11) 但馬の一宮である出石大明神は、新羅国より海を渡り、津居山浦に着岸したと伝えられている(大永四年八月日沙門某出石神社修造勸進状、「神床文書」一〇、『兵庫県史 史料編 中世Ⅱ』)。
- (12) 五月十三日足利義尹御内書(垣屋文書)五、『兵庫県史 史料編 中世Ⅸ』。
- (13) 五月十三日大内義興副状(垣屋文書)六、『兵庫県史 史料編 中世Ⅸ』。
- (14) 十月十六日伊勢貞仍書状(垣屋文書)七、『兵庫県史 史料編 中世Ⅸ』。
- (15) 『蔭涼軒日録』長享二年八月十七日・九月二日条。川岡勉「山名氏の但馬支配と室町幕府」『但馬史研究』三七、二〇一四年) 参照。
- (16) 『蔭涼軒日録』明応二年七月二十二日条。
- (17) 大永四年八月日沙門某出石神社修造勸進状(「神床文書」一〇、『兵庫県史 史料編 中世Ⅱ』)。
- (18) 文明八年八月十四日大塚統正・斎藤統辰折紙、年末詳十二月二十七日大塚宗悟書状、年末詳十二月二十日大塚宗悟奉書、天文十七年十二月十六日大塚時基上分寄進状(日光院文書)二八・一〇五・一〇六・一一五、『兵庫県史史料編 中世Ⅲ』。
- (19) 康正二年六月十九日山内泰通覚書(山内首藤家文書)一〇五、『大日本古文書家わけ十五』。
- (20) 永正二年六月二日足利義澄御内書写(室町家御内書案)。
- (21) 六月十七日足利義尹御内書写(佐々木文書)。
- (22) 六月十七日足利義尹御内書写(到津文書、『大分県史料 宇佐八幡宮文書之二』)。
- (23) 御内書副状交名案(到津文書、『大分県史料 宇佐八幡宮文書之二』)。
- (24) 但し、出雲では尼子経久と安道秀藤が守護京極政経と同格の扱いをうけていることが注目される(川岡勉「尼子氏による出雲国成敗権の掌握」、『松江市史研究』5、二〇一四年)。
- (25) 西尾孝昌『豊岡市の城郭集成Ⅰ・Ⅱ』(前掲)。
- (26) 川岡勉「戦国期の室町幕府と尼子氏」『尼子氏の特質と興亡史に関わる比較研究』島根県古代文化センター、二〇一三年)。



但馬国要図